



【発信日】令和2年2月27日

【問い合わせ先】

結とぴあ（1階 1番窓口）

民生環境部福祉こども課 課長 山田

担当：こども家庭グループ 多田

電話 0779-66-1111 内線 4141

「第2期大野市子ども・子育て支援事業計画（案）」に関する パブリックコメント手続の実施について

大野市では、次のとおりパブリックコメント手続を実施しますのでお知らせします。

1	政策等の案の名称	第2期大野市子ども・子育て支援事業計画（案）
2	実施機関	大野市長
3	趣旨	<p>本計画は、子育て家庭が安心して子育てできる環境を整備し、すべての子どもの健やかな育ちと保護者が喜びを感じながら子育てできるまちの実現に向け策定するものです。</p> <p>令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期大野市子ども・子育て支援事業計画」策定に当たり、市民などの意見を反映させるため、パブリックコメント手続を実施します。</p>
4	意見等を提出できる方	<p>次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none">① 市内に住所を有する人② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体③ 市内の事務所又は事業所に勤務する人④ 市内の学校に在学する人⑤ 市に対して納税義務を有する個人及び法人その他の団体⑥ ①～⑤のほか、本事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体
5	政策等の案の公表	<p>(1) 公表の日 令和2年3月2日（月）</p> <p>(2) 入手方法</p> <ul style="list-style-type: none">①指定場所での閲覧<ul style="list-style-type: none">・市役所1階市民ホール・結とぴあ・和泉支所・各公民館・図書館②インターネット（大野市公式ホームページからダウンロード）③報道機関への情報提供

6	意見等の受付期間	令和2年3月2日（月）から令和2年3月16日（月）まで
7	意見等の提出方法	<p>・住所、氏名（団体名）、連絡先、市外在住の場合は勤務先か学校名も記載し、次のいずれかの方法で提出してください。</p> <p>意見記入用紙（市ホームページからダウンロード）をご利用いただけます。</p> <p>① 指定場所（第5項参照）への書面での提出</p> <p>② 事務局への郵送、ファクス、電子メールを利用するの提出</p> <p>※電話などの口頭によるご意見は受け付けません。</p> <p>※必要事項の記入がない場合はご意見が無効となる場合があります。</p>
8	意見等の取扱い	<p>提出された意見等を考慮して本案件についての意思決定を行い、次に掲げる事項について公表します。ただし、大野市情報公開条例第7条に規定する公開しないことができる情報（個人情報など）に該当するもの、本件に係わりのないもの、賛否の結論のみを示したものは除きます。</p> <p>①提出された意見等の概要</p> <p>②提出された意見等に対する実施機関の考え方</p> <p>③本計画案を修正した場合における修正の内容</p>
9	問い合わせ先（事務局）	<p>大野市民生環境部福祉こども課（結とぴあ1階）</p> <p>〒912-8666 大野市天神町1番1号</p> <p>電話 0779-66-1111（内線4141）※電話での意見提出は不可</p> <p>ファクシミリ 0779-66-0294</p> <p>Eメール fukusi@city.fukui-ono.lg.jp</p>

第2期大野市子ども・子育て支援事業計画（案）の概要について

【民生環境部福祉こども課】

1 子ども・子育て支援事業計画（案）の概要

（1）計画策定の趣旨・計画の位置づけ

子育て世代が安心して子育てできる環境の整備と、すべての子どもが健やかに育ち、保護者が喜びを感じながら子育てができるまちを目指し策定します。

また、本計画は子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するもので、今後の地域における幼児期の教育・保育の提供体制などを示すとともに、次世代育成支援対策も踏まえた幅広い視点から策定するものです。

（2）計画の期間 令和2年度から令和6年度までの5年間

（3）基本理念 「子どもがイキイキ 笑顔で子育て 結のまち」

（4）基本目標・基本施策

基本理念を実現するために6つの基本目標を掲げ、基本目標の達成を目指し、総合的に施策を推進します。 <<別紙「計画の体系」のとおり>>

基本目標1 結婚、妊娠、出産に向けた環境づくり

若者が将来の結婚や子育てに夢と希望を持ち、安心して子どもを産み育てることができるよう、安全で安心な妊娠、出産環境を整えるとともに、生まれる前からの切れ目のない相談支援などの充実を目指します。

基本目標2 乳幼児の発育・発達に向けた支援の充実

乳幼児期の子どもの心身の健やかな発育、発達を支えるため、健康診査や発育・発達相談などの支援の充実と、健全な心身を培う基礎となる正しい食習慣、生活習慣を形成するための取り組みを推進します。

基本目標3 乳幼児期の教育・保育の提供

保育所や認定こども園を利用する家庭と在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子ども・子育て支援の充実を目指します。

基本目標4 子どもの生きる力を育む教育環境の充実

遊びや学習、さまざまな体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後などにおける子どもの心身の健全育成を推進します。

また、子どもを取り巻く社会環境の変化は、子どもの心に大きな影響を及ぼすことから、関係機関と連携し安全・安心な環境づくりを目指します。

基本目標5 支援を必要とする子どもと家庭への支援

すべての子どもの権利と自由を守るため、児童虐待の防止、ひとり親家庭の自立支援、障害児支援など、関係機関と連携し、きめ細かな支援の充実を目指します。

基本目標6 地域全体で子どもと子育てを支える社会づくり

地域や職場が、子どもと子育て支援の重要性を認識し、それぞれの役割を責任をもって果たすための取り組みを推進します。

2 本市の子ども・子育てを取り巻く環境

(1) 出生数の状況 (住民基本台帳より)

平成21年以降、220人前後で推移していた出生数は、平成29年には200人を下回り、平成30年は198人、令和元年は161人となり大きく減少しています。

(2) 女性の年代別出産数等 (福井県「出生に関する統計」、住民基本台帳より)

30～34歳の女性の出産数が最も多く、次いで25～29歳、35～39歳の順に多くなっていますが、20～39歳の女性の数は年々減少しています。

(3) 未婚化・晩婚化の動向 (福井県衛生統計年報人口動態統計、平成27年国勢調査福井県独自集計報告書～人口等基本集計分～より)

本市の平均初婚年齢は、平成29年が男性が31.7歳、女性が29.1歳となっています。

また、平成27年の50歳時の男女別未婚率は、男性17.82%、女性4.55%で福井県全体と比べて低いものの、男女ともに年々高くなっており、未婚化、晩婚化が進んでいます。

(4) 年齢(5歳階級)、男女別就業率 (国勢調査福井県独自集計 就業状態等基本集計より)

本市の平成27年の就業率は男女ともに、平成22年より高くなっています。また女性の就業率は25歳から59歳までは80%を超えており、60歳以降も引き続き高く60歳から64歳までが64.8%、65歳以上が21.8%となっています。女性の就業率は県全体と比較して高い状況です。

(5) 祖父母の同居・近居の状況 (H30ニーズ調査より)

祖父母の同居または近居の割合が高く、祖父母による子育て支援が受けやすいことが分かります。子どもを祖父母にみてもらえる割合は、「日常的に」が59%、「緊急時に」が53%でした。

(6) 地域における人材活用の状況 (H30ニーズ調査より)

「子育てについて気軽に相談できる人(場所)」について「いる/ある」が94%、相談先として「祖父母等の親族」と回答した方が81%、次いで、「友人や知人」「保育士等」となっています。「子育てについて気軽に相談できる人(場所)」について「いない/ない」が3%となっています。

(7) 保護者の育児休業取得状況 (H30ニーズ調査より)

育児休業取得率は男女で大きな差があり、就労している母親と父親の帰宅時間にも大きな差があります。育児休業取得状況は、男性1%、女性54%となっています。父親が育児休業を取得しなかった理由として、「配偶者が育児休業制度を利用した」が43%、「仕事が忙しかった」が35%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が32%、「職場に育児休業をとりにくい雰囲気があった」が29%でした。

子どもがイキイキ 笑顔で子育て 結のまち

5つの視点

子どもの視点

親としての成長を支える視点

すべての子どもと家庭への支援の視点

身近な地域での支援の視点

社会全体での支援の視点

1 結婚、妊娠、出産
に向けた環境づくり

2 乳幼児の発育・発達
に向けた支援の
充実

3 乳幼児期の教育・保
育の提供

4 子どもの生きる力
を育む教育環境の
充実

5 支援を必要とする
子どもと家庭への
支援

6 地域全体で子ども
と子育てを支える
社会づくり

①結婚に向けた支援

- ・若い世代の交流促進
- ・雇用環境の改善

②妊娠期から出産・産後の健診・相談体制の充実

- ・切れ目のない相談支援
- ・妊婦健康診査などの充実
- ・産後の育児不安や負担の軽減
- ・不妊に対する支援

③思春期からの保健対策

- ・思春期保健対策の充実

④産科・小児医療の体制整備

- ・小児医療の充実
- ・道路整備による搬送時間の短縮

①乳幼児期の健診・相談支援体制の充実

- ・乳幼児健康診査の機能強化と予防接種の勧奨
- ・育児相談会・離乳食教室の開催

②乳幼児期からの正しい食習慣や生活習慣の形成

- ・食育の推進
- ・正しい生活習慣の形成

①保育所・認定こども園など教育・保育の量の確保と質の充実

- ・教育・保育の量の確保と質の向上
- ・幼小接続の推進

②ニーズに応じた保育サービスなどの提供

- ・多様なニーズに応じた保育サービスの充実
- ・子育て家庭への経済的支援
- ・地域の子育て家庭支援の充実

①学校の教育環境の充実

- ・学校の教育力の向上
- ・国際化・情報化社会に対応できる人づくりの推進
- ・豊かな心やたくましく生きる力の育成

②いじめ・不登校対策の充実

- ・いじめ・不登校の未然防止と相談体制の充実

③危機管理体制の強化

- ・情報モラル教育の充実

④放課後の居場所づくり

- ・安全安心な居場所の確保と健全育成の推進

①専門的な支援を要する子どもや家庭への支援

- ・経済的支援の充実
- ・相談支援体制の充実
- ・障害福祉サービスの充実
- ・保育所・認定こども園、放課後児童クラブでの支援
- ・医療的ケア児の支援
- ・特別支援教育の推進

②ひとり親家庭への自立支援

- ・相談体制の充実
- ・就業・生活支援
- ・子どもの育ちへの支援

③要保護児童への支援・対応の強化

- ・支援体制の充実
- ・定期的な情報提供と虐待防止の啓発
- ・子ども家庭総合支援の充実

①家庭・地域の教育力の向上

- ・家庭教育の推進
- ・地域ぐるみの活動の推進
- ・公民館での学習機会の創出
- ・自然体験活動・スポーツ活動の推進

②子どもが安全・安心に暮らせる地域づくり

- ・子どもの事故対策の推進
- ・子どもの安全確保

③仕事と子育ての両立支援

- ・男女共同参画社会実現に向けた意識啓発
- ・子育てしやすい職場環境の整備
- ・若者の雇用の場の確保
- ・住環境の改善と供給